

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年10月5日(木)午後3時10分から午後4時30分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター3階大ホール

3 出席委員

(1) 農業委員 (15名)

1番	椎名弘	委員	2番	滝田博司	委員
3番	伊藤明美	委員	4番	戸村光男	委員
5番	塚本一治	委員	6番	加瀬安男	委員
7番	大木正俊	委員	8番	土屋玲子	委員
9番	佐藤和	委員	11番	玉澤幸雄	委員
13番	鈴木茂	委員	14番	布施陽子	委員
15番	佐藤郁太郎	委員	16番	布施行雄	委員
17番	小林須美子	委員			

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

19番	太田孝夫	委員	20番	小林重紀	委員
21番	椎名正和	委員	22番	平山敏之	委員
23番	宇野恵三郎	委員	24番	金城ハル子	委員
25番	土屋功	委員	26番	関口孝男	委員
27番	寺本利幸	委員	28番	江波戸和男	委員
29番	秋山菊次	委員			

4 欠席委員

(1) 農業委員 (2名)

10番	石橋慎司	委員	12番	高品文敬	委員
-----	------	----	-----	------	----

(2) 農地利用最適化推進委員 (1名)

18番 林博之 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和5年度第4次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 6件

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

その他

- 6 事務局職員出席者  
(農業委員会事務局) 事務局員 3 名  
(農林水産課) 職員 2 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和 5 年 10 月農業委員会定例総会を開会いたします。

佐藤会長職務代理

委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。

委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますが、会長欠席のため農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項の規定により、以降の議事進行は佐藤会長職務代理にお願いします。

議長代理 本日の出席農業委員は 17 名中 15 名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長代理 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、11 番玉澤幸雄委員、13 番鈴木茂委員を指名いたします。

以上で日程第 1 を終わります。

議長代理 続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「令和 5 年度第 4 次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る 10 月 3 日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

3 番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る 10 月 3 日、午後 2 時 10 分より、市民ふれあいセンター 3 階大ホールにおい

て、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和5年9月26日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和5年度第4次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議長代理 農地銀行会長からの報告が終わりました。  
議案第1号「令和5年度第4次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本案には、加瀬安男委員、金城ハル子委員、江波戸和男委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、利用権設定関係の番号15番について、審議・採決いたします。  
加瀬安男委員は退席をお願いします。

(加瀬安男委員 退席)

議長代理 加瀬安男委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号15番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の利用権設定関係の番号15番について、別冊議案書を御覧ください。

事務局 **【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定転関係の番号15番の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長代理 事務局の説明が終わりました。  
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長代理 議案第1号「令和5年度第4次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号15番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長代理 御異議ないものと認め、議案第1号「令和5年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号15番について、採決に入ります。議案第1号の利用権設定関係の番号15番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長代理 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

(加瀬安男委員着席)

議長代理 加瀬安男委員が着席しましたので、次に、利用権設定関係の番号16番について、審議・採決いたします。江波戸和男委員は退席をお願いします。

(江波戸和男委員 退席)

議長代理 江波戸和男委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号16番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の利用権設定関係の番号16番について、別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号16番の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長代理 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。  
(質問、意見なし)

議長代理 議案第1号「令和5年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定係の番号16番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長代理 御異議ないものと認め、議案第1号「令和5年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号16番について、採決に入ります。議案第1号の利用権設定関係の番号16番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長代理 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

(江波戸和男委員 着席)

議長代理 江波戸和男委員が着席しましたので、次に、所有権移転関係の番号3番について、審議・採決いたします。金城ハル子委員は退席をお願いします。

(金城ハル子委員 退席)

議長代理 金城ハル子委員が退席しましたので、所有権移転関係の番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の所有権移転関係の番号3番について、別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号3番の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長代理 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。  
(質問、意見なし)

議長代理 議案第1号「令和5年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号3番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長代理 御異議ないものと認め、議案第1号「令和5年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号3番について、採決に入ります。議案第1号の所有権移転関係の番号3番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長代理 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

(金城ハル子委員 着席)

議長代理 金城ハル子委員が着席しましたので、引き続き、議案第1号「令和5年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、を議題といたします。  
利用権設定関係の番号15番と16番、所有権移転関係の番号3番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号15番と16番、所有権移転関係の番号3番を除き内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長代理 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長代理 議案第1号「令和5年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号15番と16番、所有権移転関係の番号3番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長代理 御異議ないものと認め、議案第1号「令和5年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、利用権設定関係の番号15番と16番、所有権移転関係の番号3番を除き、採決に入ります。

議案第1号について、利用権設定関係の番号15番と16番、所有権移転関係の番号3番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長代理 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議長代理 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。番号1番、4番、6番は、所有権移転に関する件であります。番号2番、3番、5番は、利用権設定に関する件であります。

**【議案第2号、番号1番から6番について議案書を基に朗読】**

番号1番6番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、番号2番と3番は、議案第4号の番号3番の農地法第5条の規定による許可申請に付随する案件であるため、議案第4号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議長代理 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

7番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

13番 番号2番と3番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思われま

15番 番号4番について、譲受人は50アール未満の小規模営農者ではありますが、農業経営実施計画書により家庭菜園としての農地取得であることが具体的に確認できるため、問題ないと思われま

8 番 番号5番について、譲受人である後継者は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

す。  
番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

す。  
議長代理 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい

ませんか。

(質問、意見なし)

議長代理 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切

ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長代理 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請

について」、採決に入ります。  
議案第2号について、原案のとおり決すると共に、番号2番と3番につい

ては、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めま

す。  
議長代理 原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長代理 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長代理 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定に

ついて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

**【議案第3号、番号1番について議案書を基に朗読】**

番号1番について、鶏舎用地として畑1691㎡を計画するものです。農

地区分と転用目的は問題ないと考えます。  
議長代理 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6 番 番号1番について、本申請は議案第4号の番号5番と一体の転用です。譲受人は養鶏業を営んでおり、申請地の東側隣接地を一体として鶏舎の建築を計画しております。申請地の北側には既存の鶏舎1棟が建築されており、経営規模の拡大や業務の効率化を図るため申請地に計画をするものです。農地区分は農用地区域内農地で原則転用不許可ですが、転用目的が農業用施設のため例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思ひます。

議長代理 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長代理 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長代理 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。  
議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長代理 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長代理 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

**【議案第4号、番号1番から番号6番を議案書を基に朗読】**

番号1番について、専用住宅用地として田388㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、専用住宅用地として畑1603㎡の内416㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、営農型太陽光発電設備用地としてとして、畑2筆の合

計1, 534㎡の内0.458㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本案件には始末書が添付されております。

番号4番について、資材置場用地として畑2020㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、鶏舎用地として畑1269㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番について、堆肥舎及び倉庫用地として畑3筆の合計2552㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長代理 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

7番 　番号1番について、譲受人は現在市内のアパートに居住しております。今回父親所有の土地を借り受け、専用住宅及びカーポートの建築を申請地に計画しています。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われれます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号2番について、譲受人は現在市内のアパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になり、また将来の通学などを考え、妻の父が所有する土地へ専用住宅の建築を計画するものです。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われれます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

13番 　番号3番について、譲受人は営農型太陽光発電事業を主とする会社で、今回申請地に設備の設置を計画するものです。農地区分については、農用地区域内農地ですが、例外規定に該当すると思われれます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。なお、営農型太陽光発電設備については、令和2年8月に3年更新で許可をした内容の更新ですので、転用許可の終期を過ぎております。申請者から今後このようなことのないようにする旨の始末書が提出されております。

11番 　番号4番について、譲受人は鉄鋼加工の工場を経営しており、資材置場が不足するため資材置場として申請地に計画するものです。本申請地は3年前に一時転用の許可を受けており、今回改めて恒久転用を計画するものです。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われれます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

6番 　番号5番について、本申請は議案第3号の番号1と一体の転用です。譲受人は養鶏業を営んでおり、申請地の西側隣接地を一体として鶏舎の建築を計

画しております。申請地の北側には既存の鶏舎1棟が建築されており、経営規模の拡大や業務の効率化を図るため申請地に計画をするものです。農地区分は農用区域内農地で原則転用不許可ですが、転用目的が農業用施設のため例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号6番について、譲受人は番号5番と同一人です。申請地の南西には既存の鶏舎と鶏舎新設予定地があり、経営規模の拡大と業務の効率化を図るため申請地に計画するものです。

議長代理 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長代理 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長代理 御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。  
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長代理 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長代理 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件、利用権の中途解約に係る通知が1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議長代理 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。  
本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号	令和5年度第4次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	6件
報告事項	(1)農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
	(2)利用権の中途解約に係る通知について	1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和5年10月5日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。